平成２１年（フ）第３６６号
神奈川県小田原市蓮正寺23番地の５―201
債務者　會澤　雅人
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６７号
神奈川県小田原市蓮正寺23番地の５―201
債務者　會澤　由美（旧姓重石）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５１号
新潟県新潟市西区真砂４丁目11番32号　プラドール真砂Ａ―202号
債務者　小嶋　　篤
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５８号
新潟市西区青山３丁目２番３号　アパルト青山301
債務者　村内　謙行
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７５号
新潟県新潟市東区山木戸６丁目６番25号　ヴェルドミール106号、住民票上の住所新潟県胎内市中条3017番地13
債務者　田村　昌人
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８１号
新潟県新潟市秋葉区川口435番地２　グランデール202号
債務者　西山　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８９号
新潟県新潟市中央区女池３丁目６番14号　日東アークシティ女池412
債務者　田屋　紀和
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８号
岐阜市今川町２丁目25番地３
債務者　船曳　里美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８８８号
愛知県春日井市六軒屋町２丁目147番地
債務者　小林　和子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９３号
愛知県半田市平地町１丁目197番地　コモドアロッジオⅡ101
債務者　吉住　拓真
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８６号
愛知県豊田市朝日町１丁目４番地　県営13―401号
債務者　山口　洋子（旧姓上島）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
滋賀県長浜市神前町８番８号
債務者　佐藤　芳美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
茨城県日立市千石町３丁目１番５号、前住所茨城県かすみがうら市上稲吉1535番地
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第８４号
茨城県日立市久慈町１丁目37番７号
債務者　木村麻奈美
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第８７号
茨城県日立市久慈町５丁目13番７号
債務者　仲野由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第８９号
群馬県渋川市村上1078番地
債務者　村上　　実
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２３４号
群馬県前橋市富士見町時沢2226番地
債務者　新井　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２３６号
群馬県前橋市元総社町335番地　Ｇ―206号
債務者　城田　　睦（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
前橋地方裁判所